

特定水産資源の採捕の停止に関する規則

(令和三年三月三十一日 宮城県規則第九十四号)

(趣旨)

第一条 この規則は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第三十三条第二項の規定に基づき、特定水産資源の採捕の停止に関して必要な事項を定めるものとする。

(特定水産資源の採捕の停止)

第二条 知事が法第三十三条第二項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度の末日(当該告示において期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日)までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が同項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める旨の告示をしたときは、同項の告示に係る者は、当該該当しなくなったと認める旨の告示をした日から同項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の廃止)

2 知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則(平成三十一年宮城県規則第十号)は、廃止する。